

北海道告示第10867号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年5月17日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1） 契約

令和6年5月17日（施行日を記載）に一般競争入札の公告を行う令和6年度（2024年度）エゾシカ狩猟体験ツアー委託業務

（2） 資格

令和6年度（2024年度）エゾシカ狩猟体験ツアー委託業務に関する資格（以下「資格」という。）は次のとおりとする。

- ① 旅行業法に定める旅行業に登録し、総合旅行業務又は国内旅行業務いずれかの「旅行業務取扱管理者」試験の合格者が事業者組織内に2名以上所属していること。
- ② 旅行業法第12条の11に定める「旅程管理主任者」の資格を有する者が事業者組織内に2名以上所属し、次項の「役務」に係るツアーの旅程管理を行う際に、その資格者を同行、配置させることができること。

（3） 役務等の種類

北海道での狩猟が未経験の道外狩猟者から、狩猟体験ツアーに参加する人員を募集し、狩猟期が始まる令和6年10月以降に、占冠村と西興部村に設定されている「猟区」において、安全かつ魅力ある狩猟体験をしてもらうためのツアーを実施し、北海道の狩猟魅力をPRする広告を作成する。

- ① 道が実施する首都圏での狩猟魅力PRイベントで参加者を募集するほか、ホームページでの募集を行い、参加者の選定をする。
- ② 参加者との旅行契約の締結、移動手段等の設定・手配・説明、宿泊先の予約、捕獲準備（ガイドとの事前打合せ）、ガイドツアー（狩猟実践）、捕獲個体の解体（施設利用、消耗品等準備）、捕獲個体を使用した宿泊先での調理の手配、旅行保険（通常ツアー契約の範囲で施される範囲に限る）の加入、その他必要なオプションなどの設定と実施
- ③ （2）で実施したツアーの体験記報告を参加者から集め、別に撮影した写真などと合わせ、内容を編集し、PR広告用（オープンデータ用で著作権は北海道とする）の電子データを作成する。

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 申請日を起算日として過去5年間に於いて、宿泊を伴うツアー業務を企画して実際に業務取引を行い、また、業務において、当該ツアーの内容評価や効果を取りまとめた実績を有し、国（公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）から関連業務を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（8）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年5月17日（金）から令和6年5月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ezosika_tender.html）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係

(2) 所在地

郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎 12階

(3) 電話番号

代表：011-231-4111（内線 24-396） 直通：011-204-5206